

令和8年末配置従事者身分証明書の更新申請について

1 受付期間

令和8年10月15日（木）～ 令和8年12月11日（金）

※12月4日（金）以降の申請の場合は、身分証明書の交付が翌年になる可能性があります。

2 身分証明書の更新申請に必要な書類

必要書類		既存	新法
申請書（※1）		様式13	様式2
雇用証明書	雇用されている場合	様式14	様式3
	その他	様式14－2（配置従事証明）	様式3－2（配置従事証明）
		配置販売業者（個人、法人（代表取締役、役員））の場合	
写真	縦4cm×横3cm 上三分身正面向き 無帽無背景 撮影から6ヵ月以内		縦3cm×横2.4cm 上三分身正面向き 無帽無背景 撮影から6ヵ月以内
	※ 写真の裏面に氏名を必ず記入してください。 ※ スナップ写真やサイズが極端に小さいものは受付できません。		
配置従事届		様式19	様式8
		※富山県内で配置販売に従事される方のみ	
研修受講証明書		直近2年分の研修等受講証明書（修了証等）の写し（二年度分） ○令和8年度の研修をすでに受講された方 ⇒令和8年度分、令和7年度分 ○令和8年度分の研修を更新申請時以降に受講予定の方 ⇒令和7年度分、令和6年度分 ※研修等受講証明書（修了証等）の写しが一年度分以下の場合 ⇒1年以内に研修を受講すること及びその修了証を富山県薬事指導課へ提出することを誓約する書面（誓約書）を提出してください。 誓約書は、別紙記載例を参考にしてください。	
配置販売業の許可証（富山県以外）の写し		前回の身分証明書の更新から今回の身分証明書の更新までの期間に、富山県を除く都道府県で配置販売業許可を更新された場合は許可証の写しの提出が必要です。	
手数料		5,600円 ※納付方法については別紙をお読みください。	
郵便切手・返信用封筒		長形3号の返信用封筒に簡易書留分の切手（460円分）を貼付し、あらかじめ宛名を記入してください。 ※郵送を希望される方のみ	

※申請書等は、富山県ホームページ又はウェブサイト「富山県電子申請サービス

(<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>) からダウンロードできます。

<裏面あり>

3 その他確認事項 ※必ずお読みください。

- (1) 申請者の住所が富山県内であるか、確認してください。
※身分証明書は「住所地の都道府県」が発行します。住所が富山県外であれば、申請先は当課ではありません（当該住所のある都道府県薬務主管課です）。
- (2) 身分証明書の有効期限が「令和 8 年 12 月 31 日」か、確認してください。
- (3) 更新申請書の様式が正しいか確認してください。申請書の左上に様式ナンバーがあります。
「更新申請」は、既存配置の方は「様式 13」、新法配置の方は「様式 2」です。なお、「新規申請」様式と非常に類似しているので注意してください。
- (4) 申請書の電話番号記載欄は、**連絡が取れる電話番号を記載**ください。
- (5) 身分証の受取方法について
①郵送での受取を希望の場合
返信用封筒に送付先を記載し、切手を貼ってください。
※必要な切手
簡易書留で、定形郵便物（50 g まで）・・・460 円（1 通）（※身分証明書は 1 通約 3 g です）
②県庁での受取を希望の場合
身分証明書の用意ができ次第、当課より電話にてご連絡します。
- (6) 交付済み身分証の提出は**不要**です。

【注意】手数料の納付方法について

富山県収入証紙は令和7年9月末で販売を終了しました。

令和7年10月1日以降の納付方法は、**(1) 電子納付**（インターネット上でのクレジットカード、PayPay または Pay-easy（※県の指定する金融機関のインターネットバンキング）による支払い）または **(2) 手数料収納窓口での納付** となります。なお、納入通知書による納付方法には対応しておりません。

詳細は、富山県ホームページ「配置販売業について」をご覧ください。

(<https://www.pref.toyama.jp/1208/sangyou/shoukoukensetsu/yakugyou/haitihanbaigyou.html>)

<申請の流れ>

①クレジットカード、PayPay または Pay-easy による支払いができる方…電子納付（富山県電子申請サービスから納付）

1. 申請書様式、手数料納付確認用紙を「富山県電子申請サービス」からダウンロードし、印刷
2. 富山県電子申請サービスの「【電子納付専用】配置販売業関係手続の手数料納付」（<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1208ee&shinseiEdaban=00>）から、必要事項を入力し、電子納付の申請
3. 受付メールの【受付番号】を紙の申請書の右上または手数料納付確認用紙に記載
4. 申請書類をそろえ、手数料納付確認用紙と一緒に薬事指導課へ提出（薬事指導課が提出書類を確認後、手数料納付指示のメールを送信します）
5. メールのご案内に従って、クレジットカード、PayPay または Pay-easy で支払い
6. 手数料納付完了後、薬事指導課で審査し、身分証明書を交付

②クレジットカード、PayPay または Pay-easy による支払い（電子納付）ができない方…手数料収納窓口での納付

1. 申請書様式、手数料納付確認用紙（バーコードがついています）を「富山県電子申請サービス」からダウンロードし、印刷
2. 手数料納付確認用紙をもって、手数料収納窓口で手数料を納付
3. 手数料納付後に発行されるレシートを手数料納付確認用紙に貼付
4. 申請書類をそろえ、手数料納付確認用紙と一緒に薬事指導課へ提出
5. 申請書類到達後、薬事指導課で審査し、身分証明書を交付

※薬事指導課では手数料の納付はできません。事前に手数料収納窓口で手数料を納付してください。



富山県ホームページ
「配置販売業について」



【電子納付専用】配置販売
業関係手続の手数料納付